# 令和4年度

羽曳野市現金自動預払機設置事業者募集要項

羽曳野市

# 令和4年度羽曳野市現金自動預払機設置事業者募集要項

羽曳野市総務部管財用地課が行う現金自動預払機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項についてご承知いただいた上でお申し込みください。

#### 1 公募物件

(1) 公募物件については、令和4年度現金自動預払機公募物件一覧表及び物件明細書を参照してください。 なお、現金自動預払機の機種によっては、メンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあり ますので、応募前に設置場所を確認してください。設置場所の確認を行う場合は、令和4年度現金自動 預払機公募物件一覧表及び物件明細書に記載の施設所管課に連絡の上、承諾を得てから行ってください。

#### 2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格 要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

- (1) 申込の日から過去1年間において、現金自動預払機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。) の実績を有する者。
- (2) 羽曳野市において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当し、一般競争入札 又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入 札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 羽曳野市暴力団排除条例(平成24年羽曳野市条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 国税及び羽曳野市税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。

#### 3 公募条件等

(1) 使用形態

現金自動預払機の設置場所の使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく、行政財産使用許可とします。

#### (2) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間(現金自動預払機の設置・撤去に要する期間は、使用許可期間に含めます。)は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの半年間とします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと羽曳野市が 判断した場合は、当初羽曳野市が設定した公募条件等を変更しないことを前提として、当初許可から1 年ごとに更新を許可します。

#### ② 使用料

羽曳野市行政財産使用料条例(昭和44年羽曳野市条例第13号)第3条第5項及び羽曳野市行政財産使用料条例施行規則(昭和44年羽曳野市規則第3号)第3条第4号により、1台につき年額78,000円とします。ただし、令和4年度については半年間のため39,000円とします。

使用料は、羽曳野市が発行する納入通知書により納入期限までに全額納入してください。

③ 光熱水費

現金自動預払機に係る電気使用料は設置事業者の負担とします。

雷気使用料の請求額については、羽曳野市が設定した次の算定方法に基づき算出します。

・消費電力 × 当該期間 (月毎) の電気料金単価

なお、当該電気使用料に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとします。

④ その他必要経費等

現金自動預払機の設置及び撤去に要した工事費(電気工事等を含む。)、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

なお、現金自動預払機の設置及び撤去については、令和4年度現金自動預払機公募物件一覧表及び物件明細書に記載の施設所管課に連絡をし、承諾を得てから行ってください。

(3) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納入すること。
- ② 使用期間中に2-(6)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。 (該当の場合のみ)
- ③ 現金自動預払機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 現金自動預払機の設置管理、故障、トラブル等の緊急対応については、設置事業者が責任をもって行うこと。
- ② 現金自動預払機を設置するにあたっては、据付面を十分確認したうえで、安全対策を講じること。
- ③ 現金自動預払機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。 また、現金自動預払機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (5) 使用許可の取消し及び変更

羽曳野市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがあります。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が終了した場合又は許可を取消された場合は、速やかに原状回復してください。 なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を羽曳野市に請求することができません。

#### 4 応募申込手続き

- (1) 申込方法
  - ① 郵送の場合(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)

申込受付期間 令和4年7月15日(金)~令和4年7月29日(金)必着

送付先 〒583-8585

羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市役所 総務部管財用地課 宛

② 持参の場合

申込受付期間 令和4年7月15日(金)~令和4年7月29日(金)

(土・日・祝日を除く)

午前10時~正午、午後2時~午後4時

提出場所 羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市役所 総務部管財用地課(本庁3階)

※電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

- (2) 申込に必要な書類 ※提出部数は各1通。
  - ① 応募申込書(羽曳野市所定様式1)
  - ② 誓約書(羽曳野市所定様式2)
  - ③ 履歴事項全部証明書 または 現在事項全部証明書

※提出書類は、全て原本を提出すること。(証明書については発行日から3ヶ月以内のもの。)

※なお、提出いただいた書類は、一切返却できませんのでご了承ください。

- (3) 募集要項等に対する質問の受付
  - ① 質問受付期間 令和4年7月1日(金)~令和4年7月8日(金)
  - ② 提出方法 「質問書(羽曳野市所定様式3)」により、持参、FAX又は電子メールにて提出 してください。

なお、FAX又は電子メールにて提出いただいた際は、送信後電話でその旨ご連絡をお願いします。 (TEL:072-947-4141 [直通])

③ 提 出 先 羽曳野市役所 総務部管財用地課

FAX: 072-958-0212

メール: kanzai-youchi@city. habikino. lg. jp

④ 回答方法 令和4年7月14日(木)午後5時までに、羽曳野市ホームページにて公開します。

## 5 設置事業候補者の決定

- (1) 公開選定当日、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。諸般の事情により、羽曳野市が指定する日時・場所に立会うことができない場合は、本件現金自動預払機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ、設置事業候補者を決定します。
- (2) 設置事業候補者の決定(公開選定)について
  - ① 日 時 令和4年8月10日(水) 午後1時30分より
  - ② 場 所 羽曳野市役所 A棟中東会議室(本庁と別館の間の建物の2階)
  - ③ 注意事項 公開選定の立会いは、新型コロナウイルス感染防止対策として、1 社あたり 1 名とさせていただきます。
- (3) 決定した設置事業候補者にのみ、設置事業候補者として決定した旨の連絡をします。
- (4) 不正な公募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、 公募を中止、又は延期することがあります。

#### 6 資格要件の審査及び設置事業者の決定

- (1) 令和4年8月19日(金)午後5時までに下記の書類を提出いただき、必要な資格を満たしている者を設置事業者として決定し、9月上旬(予定)に通知書を送付します。なお、資格審査の結果、不適格となった場合及び設置事業者の決定までに辞退の申出があった場合は、次順位者を設置事業候補者とし、下記の書類を提出いただき資格審査を行います。以降、順次資格審査を行い、設置事業者を決定します。《提出書類》※提出部数は各1通で、羽曳野市役所総務部管財用地課に提出(提出方法は持参のみ)。
  - ① 納税証明書

[法人] その3の3

② 羽曳野市税完納証明書 ※羽曳野市内に住所又は事業所を有する者のみ

- ③ 役員名簿(氏名、ふりがな、住所、生年月日及び性別が記載されたもの)
- ④ 2-(6)にかかる許認可等の免許証の写し ※該当の場合のみ

※提出書類は、全て原本を提出すること。 (証明書については発行日から3ヶ月以内のもの。)

(2) 設置事業者の公表等

羽曳野市ホームページに、設置事業者の法人名を掲載します。

## 7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和4年9月16日(金)までに、行政財産使用許可申請提出書類を<u>施設所管課</u> (令和4年度現金自動預払機公募物件一覧表を参照)に提出してください。

《提出書類》※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書(羽曳野市指定様式)
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する現金自動預払機のカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)
- ④ 実施者及び連絡先届出書

#### 8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。

- (1) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (2) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可申請の手続きに応じなかった場合
- (3) 羽曳野市が指定する期日までに、使用料が納入されなかった場合

#### 9 許可の取消し・変更

次のいずれかに該当する場合は、許可期間中であっても許可を取消し、又は変更する場合があります。

- (1) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (2) 許可した場所を、公用又は公共用に供する必要が生じたとき
- (3) 設置事業者が許可条件に違反したとき
- (4) 法令により処罰を受けたとき
- (5) 本許可条件を変更する必要が生じたとき

## 10 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、羽曳野市の現金自動預払機に関する公募の 応募資格を失います。

- (1) 設置事業者が、羽曳野市が指定する期日までに使用許可申請の手続きに応じなかったとき
- (2) 許可条件に違反し使用許可が取消されたとき
- (3) 正当な理由なくして現金自動預払機の設置を辞退したとき
- (4) 使用許可期間満了前に自己都合により現金自動預払機を撤去したとき

#### 11 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (2) 本募集要項に定めのない事項については、地方自治法、同施行令、羽曳野市財務規則その他関連法令に 定めるところによります。
- (3) 2-(3)に該当するか否かを大阪府羽曳野警察署に対して照会することがあります。
- (4) 次のいずれかに該当した場合、残りの使用許可期間の設置事業者の決定方法は以下のとおりとします。
  - ① 設置事業者の決定または使用許可を取消されたとき
  - ② 設置事業者決定後に、正当な理由なくして現金自動預払機の設置を辞退したとき

③ 使用許可期間満了前に自己都合により現金自動預払機を撤去したとき

公募結果の次順位者を設置事業候補者とし、必要書類を提出いただき資格審査を行います。審査の結果、 設置事業者を決定します。なお、次順位者の設置事業候補者が辞退した際は、次々順位者を設置事業候 補者とします。

# 12 間い合わせ

## 【公募の総括に関すること】

羽曳野市役所 総務部管財用地課 総務・施設担当:

電話:072-958-1111 (代表)

072-947-4141 (直通)

FAX: 072-958-0212

メールアドレス: kanzai-youchi@city. habikino. lg. jp

# 【施設・物件に関すること】

令和4年度現金自動預払機公募物件一覧表及び物件明細書に記載の施設所管課へ直接お問い合わせください。